

議第23号 呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「法」といいます。）の一部改正等を踏まえ，会計年度任用職員の育児休業における取得要件の緩和に係る規定の整備をするともに，その他所要の規定を整備するものです。

2 改正の経緯

法の一部改正により法において，労働者が仕事と育児等を両立できるようにするため，事業主は，育児休業を取得しやすい雇用環境を整備すること，妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置を講じることなどが定められるとともに，期間を定めて雇用される者の育児・介護休業取得要件が緩和されました。

また，令和3年8月に人事院が公表した「公務員人事管理に関する報告」等において，国家公務員について，妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために，所要の措置を講じるよう示されるとともに，地方公共団体についても同様の措置を講じるよう国から技術的助言が发出されています。

これらを踏まえ，法の一部改正や人事院から示された措置の内容に係る規定の整備をするとともに，国家公務員の措置との均衡を図るよう育児休業の取得要件の見直し等をするものです。

3 改正の内容

(1) 育児休業の取得要件の緩和

ア 特定短時間勤務職員（短時間勤務である再任用職員，任期付勤務職員（育児休業や部分休業の代替職員として採用された者を除きます。）及び会計年度任用職員をいいます。以下同じ。）の育児休業要件について，「引き続き在職した期間が1年以上」とする要件を廃止します。

イ 特定短時間勤務職員の子が1歳6か月に達する時点で，次のいずれにも該当する場合は，子が2歳に達する日までの期間について育児休業をすることができることとします。

(ア) 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において，特定短時間勤務職員又はその配偶者が育児休業をしている場合

(イ) 保育所に入所を希望しているが入所ができないなど，子が1歳6か月に達しても休業が特に必要と認められる場合

(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため，任命権者は，次の措置を講じなければならないこととします。

ア 妊娠・出産の事実を申し出た職員に対し育児休業の制度等を周知するとともに，意向を確認すること。

イ 育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備

(3) その他

条項の追加等に伴う所要の整理をします。

4 施行期日

令和4年4月1日（一部公布の日）